

計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成27年度実績	平成28年度実績
妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の構築（平成31年度目標 62区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築）					
6	出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）	福祉保健局	妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援を行う区市町村に対して専門職の配置経費等を補助することにより、取組の一層の充実を促す。	13区市町村（9区1市2町1村）が実施	32区市町村（16区11市3町2村）が実施
38	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	福祉保健局	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援する。	55区市町村（23区25市4町3村）	55区市町村（23区25市4町3村）
40	養育支援訪問事業	福祉保健局	保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援する。	53区市町（23区26市4町）	53区市町（23区26市4町）
23	周産期医療システムの整備	福祉保健局	出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制の確立を図る。 事業目標（31年度） NICU 320床確保	NICU（新生児集中治療室）病床数 326床 （参考） 総合周産期母子医療センター 13所 地域周産期母子医療センター 14所	NICU（新生児集中治療室）病床数 329床 （参考） 総合周産期母子医療センター 13所 地域周産期母子医療センター 14所
47	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の充実	福祉保健局	子育てひろばにおいて、地域支援や利用者支援事業を実施し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組む区市町村を支援する。 事業目標（31年度） 地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを全区市町村で実施	地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば：189か所 （15区15市）	地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば：214か所 （17区16市） 平成28年9月1日時点
50	利用者支援事業	福祉保健局	子供及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、区市町村が、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。	19区18市で実施。（東京都子供・子育て支援交付金交付申請より） 基本型：51か所（9区8市） 特定型：36か所（11区13市） 母子保健型：37か所（10区1市）	20区22市で実施。（東京都子供・子育て支援交付金交付申請より） 基本型：65か所（12区10市） 特定型：39か所（13区15市） 母子保健型：90か所（17区9市）
多様なニーズに対応した保育や預かり等のサービスの実施（平成31年度目標 62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備）					
42	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	福祉保健局	子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを利用することができるよう取り組む区市町村を支援する。	51区市町（23区26市2町）（実績報告ベース） ショートステイ 51区市町（23区26市2町） トワイライトステイ 18区市（11区7市）	50区市町（23区25市2町）（実績報告ベース） ショートステイ 50区市町（23区25市2町） トワイライトステイ 21区市（13区8市）
45	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） <子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金>	福祉保健局	仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援する。	平成27年度 提供会員15,122人（実績報告ベース）	平成28年度 提供会員15,223人（実績報告ベース）
46	一時預かり事業	福祉保健局	保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援する。	年間延べ利用児童数：605,466人（幼稚園型を除く）	年間延べ利用児童数：648,691人（幼稚園型を除く）
75	夜間保育事業	福祉保健局	保護者の就労等の事情により、夜間（おおよそ午後10時まで）のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援する。	延長保育事業（午後10時までの開所） 14区市 夜間保育所 3区 計15区市（9区6市）（上記のいずれか又は両方を実施）	延長保育事業（午後10時までの開所） 14区市 夜間保育所 3区 計14区市（9区5市）（上記のいずれか又は両方を実施）

計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成27年度実績	平成28年度実績
76	延長保育事業	福祉保健局	保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援する。	51区市町 (23区26市2町)	52区市町村 (23区26市2町1村)
77	休日保育事業	福祉保健局	保護者の就労形態の多様化により、日曜日、国民の祝日等のニーズに対応するため、休日保育に取り組む区市町村を支援する。	25区市(14区11市)	26区市(14区12市)
63	保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、定期利用保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)	福祉保健局	<p>地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービス拡充に取り組む区市町村を支援していく。</p> <p>認可保育所 保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設</p> <p>認証保育所 東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設</p> <p>認定こども園 就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設</p> <p>定期利用保育 パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育するサービス</p> <p>地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)</p> <p>平成27年4月1日から新たに制度化された、主に0歳から2歳までの乳幼児を対象とした区市町村の認可による保育サービス</p> <p>事業目標(平成30年4月時点) 保育サービス利用児童数 40,000人増(平成26年度を含む)</p>	<p>保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、定期利用保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)</p> <p>保育サービスの利用児童数 261,705人 (平成28年4月1日現在)</p>	<p>保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、定期利用保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)</p> <p>保育サービスの利用児童数 277,708人 (平成29年4月1日現在)</p>
78	病児保育事業の充実	福祉保健局	<p>病中及び病気の回復期等において、集団保育が困難な乳児・幼児又は小学校に就学している児童を、病院や保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育を行う区市町村を支援し、病児保育を充実する。</p> <p>病児ケア対応力向上支援事業により、地域の病児ケアの質的向上を推進する。<包括補助></p> <p>保育所等に通所している児童が体調不良となった場合において、病児保育施設の職員が保護者に代わって当該児童を病児保育施設まで送迎することで、病児保育施設利用の利便性の向上を図ると共に、安心して子育てができる環境を整備する<包括補助></p> <p>駅近郊等の利便性が高い場所で賃借物件によって病児保育事業を実施する場合に、賃借料等の一部を補助することで病児・病後児保育施設の整備促進を図り、安心して子育てができる環境を整備する。<包括補助></p>	133か所	134か所
87	地域スポーツクラブの設立・育成支援事業	オリンピック・パラリンピック準備局	<p>子供から大人まで、幅広い世代の都民が生涯にわたってスポーツに親しむ機会を拡大するため、地域住民自らが主体となって運営する地域スポーツクラブの設立・育成を支援する。</p> <p>事業目標(32年度) 全区市町村で設置</p>	51区市町村 128クラブ (22区:59クラブ、24市:64クラブ、2町:2クラブ、3村:3クラブ)	54区市町村 132クラブ (22区:59クラブ、24市:65クラブ、3町:3クラブ、5村:5クラブ)

計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成27年度実績	平成28年度実績
88	子育て世代向けのスポーツ教室等を実施する地域スポーツクラブの拡大	オリンピック・パラリンピック準備局	子育て世代のスポーツ参加の促進並びに親子等でスポーツに親しむ地域のスポーツ環境の醸成を図ることを目的として、自ら企画・運営を行う都内の地域スポーツクラブの普及拡大を図る。 事業目標(32年度) 全クラブで実施	18地区、26クラブで27事業を実施	20地区、29クラブで29事業を実施
89	総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	教育庁	平成21年度に「子供の体力向上推進本部」を立ち上げ、平成22年6月に「総合的な子供の基礎体力向上方策」第1次推進計画を、平成25年2月に第2次推進計画を作成し、子供の体力向上を目指す取組を推進してきた。今後は、平成28年1月に策定した「アクションプラン to 2020」(第3次推進計画)に基づき、更なる取組の推進と検証を行う。 事業目標 体力合計点の東京都平均値を、小学生は都道府県別の上位、中学生・高校生は全国平均値程度まで向上させる。	子供の体力向上推進本部設置、平成28年1月に「アクティブプラン to 2020 総合的な子供の基礎体力向上方策第3次推進計画」を策定 東京都統一体力テスト実施...全公立学校対象(2,192校929,185人)・実施報告書配布 第7回中学生「東京駅伝」大会実施 「一校一取組」運動の展開実践例報告書...12,130部配布 「コーディネーショントレーニング実践教材集」...2,000部配布	東京都統一体力テスト実施...全公立学校対象(2,184校933,788人)・実施報告書配布 アクティブプラン to 2020 実践事例集...12,300部配布 「体力を高めるガイドライン」...2,200部配布 第8回中学生「東京駅伝」大会実施 全国体力・運動能力、運動週間等調査 都道府県順位 【小学生】男子18位、女子18位 【中学生】男子43位、女子41位

学童クラブ事業(平成31年度目標 事業目標(31年度末(32年5月))登録児童数 12,000人増)

138	学童クラブ運営費補助事業	福祉保健局	就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)の供給体制の整備を支援していきます。 都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や保育士等有資格者の配置を基本とし、学童クラブのサービス向上を図ります。 事業目標(31年度末(32年5月)) 登録児童数 12,000人増	登録児童数 95,741人(平成28年5月1日現在)	平成29年5月1日現在の登録児童数は集計中
139	学童クラブの設置促進	福祉保健局	小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設を活用して、学童クラブ事業を新たに実施するための改修及び設備の整備等を行う事業、または既に学童クラブ事業を実施している場合において受入児童数の増加に伴って必要となる改修、設備の整備等に対する補助を実施することで、学童クラブの設置を促進します。	1,742か所(平成28年5月1日現在) 余裕教室等を活用した学童クラブの整備 89か所	平成29年5月1日現在の学童クラブ数は集計中 余裕教室等を活用した学童クラブの整備箇所数は集計中
140	児童館等整備費補助	福祉保健局	児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操を豊かにするために、児童館及び学童クラブの整備を行う区市町村の取組を支援します。	児童館(創設)1施設(改築)3施設(大規模修繕)7施設 学童クラブ(創設)8クラブ(改築)3施設(大規模修繕)1施設	児童館(創設)1施設(改築)3施設(大規模修繕)8施設(拡張)1施設 学童クラブ(創設)19クラブ(改築)6クラブ(大規模修繕)2クラブ(拡張)1クラブ
142	放課後子供教室	教育庁	すべての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。 事業目標(31年度) 全小学校区に設置	55区市町村(23区26市5町1村) 1,112小学校区(全1,292小学校区)1,158教室で実施 八王子市を含む。	55区市町村(23区26市5町1村) 1,145小学校区(全1,286小学校区)1,200教室で実施 八王子市を含む。

計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成27年度実績	平成28年度実績
147	家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム）の推進	福祉保健局	<p>平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合が概ね6割となるよう、養育家庭等、ファミリーホーム、グループホームにおける普及啓発、登録・委託等を促進していく。家庭における養育環境と同様の養育環境において、より多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭等への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進する。</p> <p>養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施する。</p> <p>児童養護施設が地域の住宅を活用し、家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進める。</p> <p>事業目標（29年度） ファミリーホームを29か所（うち法人型12か所）設置する。</p>	<p>【平成28年3月末現在】 養育家庭等（登録数：728家庭、委託児童数：398人） ファミリーホーム（設置数：18ホーム、入所児童数：82人） グループホーム（設置数：138ホーム、入所児童数：832人） 社会的養護に対する家庭的養護の割合 32.9%</p>	<p>【平成29年3月末現在】 養育家庭等（登録数：742家庭、委託児童数：419人） ファミリーホーム（設置数：18ホーム、入所児童数：83人） グループホーム（設置数：141ホーム、入所児童数：844人） 社会的養護に対する家庭的養護の割合 33.8%</p>
149	サテライト型児童養護施設の設置	福祉保健局	<p>施設不在地域にグループホーム等の設置を促進するため、グループホーム等の後方支援員を配置したサテライト児童養護施設を設置し、併せて地域の支援の強化を図る。</p> <p>事業目標 29年度までに3か所</p>	実績なし	2施設実施
150	専門機能強化型児童養護施設制度	福祉保健局	<p>虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大する。</p> <p>事業目標（29年度） 全民間児童養護施設（53か所）</p>	<p>専門的、治療的ケア体制の充実 専門機能強化型児童養護施設の運営 45か所</p>	<p>専門的、治療的ケア体制の充実 専門機能強化型児童養護施設の運営 45か所</p>
164	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉保健局	<p>ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進する。</p> <p>事業目標（31年度） 62区市町村</p>	4区2市13町村	6区4市13町村
167	母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉保健局	<p>児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援する。</p> <p>事業目標（31年度） 62区市町村</p>	51区市町村	53区市町村

ひとり親家庭の子供の学習支援の推進（学習支援ボランティア事業又は生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業の実施（平成31年度目標 62区市町村）

172	ひとり親家庭の子供の学習支援の推進	福祉保健局	<p>ひとり親家庭の子供サポートモデル事業 ひとり親家庭に育つ子供（小学4年生から高校生）に対し、学習塾形式及び家庭教師派遣型の学習支援を行うとともに、子供の悩みを聞くなど生活支援を行い、子供の自立を支援する。 学習支援の推進 ひとり親家庭の子供の学習支援事業（学習支援ボランティア事業）又はひとり親家庭の子供も対象に含む生活困窮者自立支援法の学習支援事業について、都内全域での実施を推進する。</p>	<p>ひとり親家庭の子供サポートモデル事業 学習塾型：41名、家庭教師派遣型：44名 学習支援の推進 学習支援実施自治体：27区市町村（生活困窮者自立支援法に基づく学習支援も含む）</p>	28年度から補助事業の再編を行い、家庭教師派遣型の学習支援事業については、ひとり親家庭生活向上事業の中に組み入れられた。
-----	-------------------	-------	---	--	--

計画番号	事業名	所管局	事業概要	平成27年度実績	平成28年度実績
133	生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援	福祉保健局	生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づく「子供の学習支援事業」などの任意事業に取組む区市への体制整備を支援するとともに、都が実施主体となる町村部における生活困窮者支援の取組みにより、都内全域での支援体制を整備していく。	区市における実施状況（平成27年度） 27区市（17区10市） 西多摩福祉事務所における支援対象者数 18名（28年3月時点）	区市における実施状況（平成28年度） 39区市（23区16市） 西多摩福祉事務所における支援対象者数 38名（29年3月時点）
181	短期入所事業の充実	福祉保健局	保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要なときに、障害児（者）が短期間、施設に入所して必要な支援を受ける。 事業目標（29年度） 220人分の短期入所整備（障害者分を含む）	事業者数 238か所（うち児童 100か所） 定員数 921名（うち児童 472名） （平成28年3月31日現在）	事業者数 247か所（うち児童 104か所） 定員数 963名（うち児童 499名） （平成29年3月31日現在）
184	児童発達支援センターの設置促進	福祉保健局	地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの設置促進を図る。 事業目標（29年度） 10か所増	31か所（平成28年3月31日現在）	32か所（平成29年3月31日現在） 【参考】平成29年4月1日現在34か所
245	子育て世帯に配慮した住宅の供給促進	都市整備局	子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定するなど、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進する。 事業目標（27～37年度） 認定戸数 10,000戸	平成28年2月22日 認定制度開始	認定戸数 281戸
251	緑の拠点となる公園の整備	建設局	都民に安らぎやレクリエーションの場を提供する都立公園の整備を推進する。 事業目標（36年度） 170ha	・東伏見公園外13公園を新規整備 ・新規開園面積7.5ha	・東伏見公園外13公園を新規整備 ・新規開園面積7.0ha （27～28年度 延べ14.5ha）
252	こころとからだを育てる活動体験（野外体験・里山体験）の活動広場拠点づくり	建設局	都市化や家族形態の変化により、都市生活の中では得られなくなった野外体験や里山体験を親子連れ、高齢者など、多くの都民が都立公園で楽しめる広場を整備をする。 野外体験や里山体験を通じて自然と親しむ機会を提供し、快適さを備えた公園整備を行うことにより、都心や丘陵地の公園に来園する都民が増加し楽しめる公園の整備をする。 事業目標（36年度） 8か所	平成26年度全体事前調査基本計画作成 平成27年度対応案の検討及び公園の選定	委託検討の成果をもとに、事業計画を検討